

排水設備指定工事店異動届（第13号様式）に必要な添付書類一覧

(令和7年12月更新)

必要書類	営業所の移転	商号・組織の変更	指定の辞退	代表者の変更	住居表示変更	電話番号変更	営業の廃止・休止・再開	使用印鑑変更	定款の変更	責任技術者の異動（退職等含む）
商業登記簿謄本（法人） または 住民票（個人）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※1	<input type="radio"/>			※2			
定款		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>		
使用印鑑届		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>		
位置図・平面図	<input type="radio"/>									
写真 (営業所・倉庫の外観・内観)	<input type="radio"/>									
責任技術者証の写し（表面・裏面）										<input type="radio"/> ※3
責任技術者の雇用を確認できる書類										<input type="radio"/> ※4
責任技術者名簿										<input type="radio"/>
旧指定工事店証 ※ 新指定工事店証交付時に回収	△	△	△	△	△	△	△			

※1 別途、辞退理由書（様式は問いません）に辞退の理由を記載の上で異動届に添付してください。

※2 別途、休止理由書、廃止理由書または再開理由書（様式は問いません）に休止、廃止の理由を記載の上で異動届に添付してください。

なお、一度廃止手続きを取った後に再度、指定工事店として登録を受ける場合は、新規登録と同じ扱いとなり、改めて新規の登録申請手続き・手数料の納付が必要となります。

また、休止期間中は、当市での排水設備の施工、指定工事店としての一切の業務を行うことはできません。休止期間中に指定期日が過ぎた場合は、再開の届出の際に、更新手続き、更新手数料の納付が必要となりますのでご留意ください。

※3 責任技術者が複数人所属し、その中で退職があった場合、新規の雇用が無ければ、責任技術者名簿のみをご提出ください。（ただし、「1名以上の責任技術者の選任」という資格要件は満たす必要があります。）

※4 責任技術者証（写し）で確認できる場合は不要です。

○ 指定工事店証をき損・紛失した場合は、「排水設備工事指定工事店証再交付申請書（第5号様式）」をご提出下さい。

○ 営業所および倉庫の、外観・内観の写真については、異動届提出日前1か月以内に撮影し、写真の余白に撮影日を記入してご提出ください。